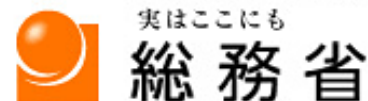


取扱自由

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 19 年 3 月 29 日

近畿管区行政評価局

(局長：田代喜啓^{よしひろ})

「河川管理に関する行政評価・監視」の結果

＜評価・監視結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画し、和歌山行政評価事務所とともに平成18年12月から19年3月にかけて実地に調査した結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対して19年3月29日に改善意見を通知するものです。

調査の概略

目的

河川の管理は、災害の発生防止、適正利用、流水の機能維持、環境の整備・保全等の観点から行われている。

近畿地方には、淀川、大和川を始めとする10の一級水系が指定され、近畿地方整備局と各府県等がその管理を行っているが、流域には人口、資産等の集中地区も多い。

また、平成16年には1府2県において河川の氾濫等による豪雨災害も発生するなど、国民生活の安全・安心を確保するために、日常的な管理はもとより危機管理の側面からも効果的・効率的な河川管理が要請されている。

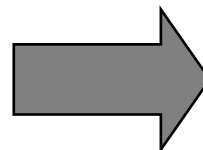
この行政評価・監視は、河川の防災及び適正利用等を推進する観点から、河川の管理状況を調査したものである。

調査対象機関 近畿地方整備局（福井河川国道事務所、淀川河川事務所、大和川河川事務所、和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所）
福井県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及びこれらの府県の20市町

行政評価・監視の結果

次の事項について通知

- 1 洪水時の危機管理
 - (1) 洪水予報等の伝達
 - (2) 洪水ハザードマップの作成及び周知
 - (3) 占用等許可における洪水被害軽減措置
 - (4) 洪水時の排水ポンプ場の運転停止ルール及び樋門の操作
- 2 河川巡視



平成19年3月29日、
近畿地方整備局に通知

1 洪水時の危機管理

(1) 洪水予報等の伝達

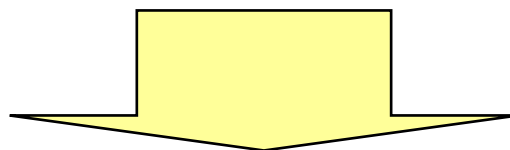
制度・仕組み

- 国土交通省は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について、あらかじめ指定して、洪水予報、水位情報、水防警報を都道府県に通知し、都道府県は、これらの通知を受けた場合には、直ちに市町村等に通知しなければならない。

調査結果

- 平成17年4月から18年12月の間に、調査対象5河川事務所が発表した洪水予報、水位情報、水防警報の計20例について、発表から市町村への到達の有無及び到達に要した時間を調査。
 - 到達までに1時間以上要したもの 4例（水位情報1例、水防警報3例（準備1例、出動1例、解除1例））
 - 到達しなかったもの 4例（水防警報4例（準備1例、出動1例、解除2例））

（資料1参照）



- 洪水予報、水位情報、水防警報について、府県、市町村等と連携して、市町村等への到達状況を検証し、情報伝達が遅延又は中断している場合には、その原因を明らかにし、情報伝達経路や伝達方法等について改善を図ること。

(2) 洪水ハザードマップの作成及び周知

制度・仕組み

- 国土交通省は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川であらかじめ指定したものについて、洪水時の円滑・迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定・公表し、浸水時に想定される水深とともに関係市町村に通知する。
- 浸水想定区域のある市町村は、浸水想定区域・水深、避難場所等を示した「洪水ハザードマップ」を作成し、印刷物の配布やインターネットの利用等により、住民に周知する。

調査結果

- 洪水ハザードマップを作成している12市町（福井県1市、京都府3市、大阪府6市、和歌山県2市町）について、同マップの作成内容等を調査。10市町において、次のような例等がみられた。
 - 避難危険箇所の一つであるアンダーパスの記載がないもの 4市（アンダーパスは、鉄道下等の掘り下げた道路）
 - 水害時の避難者数又は避難所の収容人数を調査しないまま、避難所の記載をしているもの 3市
 - 浸水想定区域図の浸水深からみると、水没するおそれがある避難所を記載しているもの 3市
 - 浸水想定区域図では隣接市町村との境界区域も浸水地域となっているが、マップは作成市町村の管轄区域のみについて作成されているため、近隣の状況がわからず、住民の避難方向をミスリードする可能性があるもの 3市
 - 作成した洪水ハザードマップを当該市町のホームページに掲載していないもの 3市町
 - ・ 12市町のすべてで洪水ハザードマップの印刷物を各戸配布
 - ・ 1市はホームページ掲載準備中

(資料2参照)

- 市町村において、より適正な洪水ハザードマップが作成されるよう、府県と協力して積極的に支援すること。
- 洪水ハザードマップは、印刷物の各戸配布以外に、住民が適宜、洪水ハザードマップを入手可能となるよう、同マップを市町村のホームページに掲載する等の方法について検討するよう市町村に要請すること。

(3) 占用等許可における洪水被害軽減措置

制度・仕組み

- 河川区域内において土地を占用したり、工作物を設置したりして、利用する場合には、河川管理者の許可を受けなければならないが、河川管理者は、許可に当たっては必要な条件を付けることができる。
- 公園等に設置された簡易トイレ、バックネット等の可搬式工作物については、洪水時の撤去を許可条件として付けることとしており、また、撤去訓練の実施を許可条件として付けることがある。
公園等の付帯駐車場については、洪水のおそれのある場合の使用禁止、駐車車両の避難のための情報伝達体制の整備等の許可条件を付けることとしている。
- 樋門については、樋門の操作方法を届け出て承認を受けるよう許可条件を付けることとしている。

調査結果

- 洪水時の被害軽減の観点から、大和川河川事務所、和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所の管内における公園等 29 施設及び樋門 23 施設について、許可条件の付加状況及びその履行状況を調査。
 - 公園等で洪水時の可搬式工作物の撤去、撤去訓練の実施、付帯駐車場の洪水時の使用禁止等の許可条件が必要と思われるにもかかわらず付加していないもの 延べ 14 施設
 - 公園等で可搬式工作物の撤去訓練を実施していないもの 9 施設(うち、撤去訓練を許可条件として付けられているもの 4 施設)
 - 樋門で操作方法の届出の許可条件が付けられているにもかかわらず、許可後、長期間(2年5か月~12年)届出が行われていないもの 6 施設

- 公園等について、洪水時の可搬式工作物の撤去、撤去訓練の実施、付帯駐車場の洪水時の使用禁止等、早期に必要な許可条件の付加を図ること。
- 可搬式工作物の撤去訓練を許可条件としている公園等については、同訓練を確実に実施させること。
- 操作方法の届出が許可条件として付けられているにもかかわらず未届の樋門について、早急に届出をさせること。

(4) 洪水時の排水ポンプ場の運転停止ルール及び樋門の操作

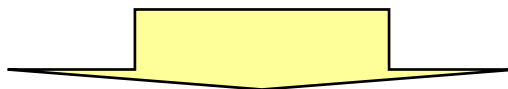
制度・仕組み

- 国土交通省は、出水時における排水ポンプ場の操作について、出水時の運転停止ルールを適切に定めておくこと等について指導している。
- 近畿地方整備局が管理する樋門の多くは、その操作を地方公共団体に委託(更に民間人等に委嘱)している。
操作は、河川事務所の出動指示により、樋門の操作要領に従って行う。操作は、本川の水位が上昇し支川に逆流することを防止するためのもので、本川の水位が樋門の操作水位以上に達し、本川から支川への逆流が始まる時点で閉鎖の操作を行う。

調査結果

- 5 河川事務所の管内の 66 排水ポンプ場について、出水時における排水ポンプの運転停止ルールの設定状況を調査。
 - 地方整備局直轄の 10 排水ポンプ場のうち必要な運転停止ルールが定められていないもの 3 排水ポンプ場
 - 許可工作物である 56 排水ポンプ場のうち運転停止ルールが定められていないもの 49 排水ポンプ場
- 和歌山河川国道事務所及び紀南河川国道事務所が発した 28 の出動指示例に関し、樋門の操作員への指示の到達状況及び操作員の樋門への到着・操作時の状況を調査。
 - 操作員が到着した時に本川の水位が樋門の操作水位を超えていた又は超える直前であったもの 3 例

(資料 3 参照)



- 運転停止ルールが設定されていない排水ポンプ場について、同ルールの設定の検討・実施を推進すること。
- 樋門の操作に遅れがみられた場合は、出動指示の操作員への到達状況及び操作員の樋門への到着・操作時の状況を検証し、遅れの原因を究明して改善を図るよう河川事務所を指導すること。

2 河川巡視

制度・仕組み

- 日常の河川巡視は、河川事務所職員の中から任命又は外部に委託した河川巡視員により実施している。
河川巡視で発見した違法行為については、違法行為の状況、指導内容、相手方の対応等を、河川事務所職員である河川監理員に報告する。特に重大な不法行為に関するものは、個別事案ごとの調査票に記載して報告する。
河川監理員は、報告のあった違法行為の状況を調査するとともに、各事例の経過に応じて是正の指導、指示等を行う。
近畿地方整備局では、平成18年度から、継続的な違法行為事例については是正実施計画を作成し、計画的な違法行為の解消に着手している。

調査結果

- 大和川河川事務所管内の大和川及び石川のうち約10km、和歌山河川国道事務所管内の紀の川のうち約49km、紀南河川国道事務所管内の熊野川及び市田川のうち約7kmについて、河川現況を調査。
 - 河川巡視で違法行為を的確に把握していないもの 10地点10事例
(違法取水の疑いがあるもの、無許可で河川敷地に木製階段を設置しているもの等)
 - 違法行為を把握していながら指導を行っていないもの 10地点10事例
(河川敷地を不法耕作しているもの、河川管理用道路に車や資材等を放置しているもの等)
 - 違法行為に対する指導経過の記録が十分でなく、是正に向けた取組みが進んでいないもの 4地点4事例
 - 河川敷地の公園にコンテナ、プレハブ式倉庫等許可されていない工作物が敷設されているもの 8施設8事例

(資料4参照)

- 巡視項目や場所、目的等を絞って、より詳細に把握する方法等を検討・活用して、河川巡視において違法行為等が把握されるよう努めること。
- 違法行為について、調査票の確実な作成等による指導経過の記録の励行、及び是正実施計画の着実な実施により、違法行為の確実な是正を図ること。
- コンテナ、プレハブ式倉庫等許可されていない工作物が敷設されている公園については、早急にそれらの工作物を撤去させること。

資料 1

水防警報等の情報の伝達が遅延した例

水防警報等の発表者	対象河川等	発表内容	発表年月日	発表時刻	県の受信時刻	市の受信時刻	受信者
福井河川国道事務所	九頭竜川水系 日野川	水防警報第1号(準備)	平成18年7月18日	19時00分	19時17分 (注1)	20時05分	福井市
				1時間5分要している			
大和川河川事務所	大和川水系 佐保川	特別警戒水位情報	平成18年7月19日	9時00分	9時12分	10時45分	奈良市
				1時間45分要している			

- (注) 1 福井河川国道事務所が、福井県に水防警報の情報が届いたことを確認した時刻である。
 2 当局調査結果から作成。

水防警報が県から市へ伝達されなかった例

水防警報の発表者	対象河川等	発表内容	発表年月日	発表時刻	県の受信時刻	市の受信時刻	受信者
大和川河川事務所	大和川水系 佐保川	水防警報第1号(出動)	平成18年7月20日	23時59分	0時10分 (注1)	(未受信)	奈良市 大和郡山市
				市町村未受信			

- (注) 1 大和川河川事務所が、奈良県に水防警報の情報が届いたことを確認した時刻である。
 2 当局調査結果から作成。

(説明)

大和川河川事務所は、平成18年7月20日夜間の奈良県北部における梅雨前線による局地的集中豪雨により、大和川水系佐保川の番条水位観測所(大和郡山市内)の水位が急激に上昇したため、同日23時59分に「水防警報第1号(出動)」を発表し、奈良県に対し連絡した。

しかし、奈良県では、当夜、情報連絡体制が敷かれておらず、同警報を受信(ファクシミリによる)したものの、同水防警報の連絡対象である奈良市及び大和郡山市には伝達されなかった。

資料 2

調査対象市町における洪水ハザードマップに検討の必要がある事例

事例の種類	事例数	市町名
① 避難危険箇所の一つであるアンダーパスの記載がないもの	4	京都市、長岡京市、 大阪市、高槻市
② 水害時の避難者数又は避難所の収容人数を調査しないまま、避難所の記載を行っているもの	3	京都市、長岡京市、 京田辺市
③ 浸水想定区域図の浸水深からみると、水没するおそれがある避難所を記載しているもの	3	福井市、京都市、長岡京市
④ 浸水想定区域図では隣接市町村との境界区域も浸水地域となっているが、マップは作成市町村の管轄区域のみについて作成されているため、近隣の状況がわからず、住民の避難方向をミスリードする可能性があるもの	3	福井市、京田辺市、 堺市
⑤ 作成した洪水ハザードマップを当該市町のホームページに掲載していないもの	3	新宮市、かつらぎ町 摂津市（ホームページ掲載準備中）

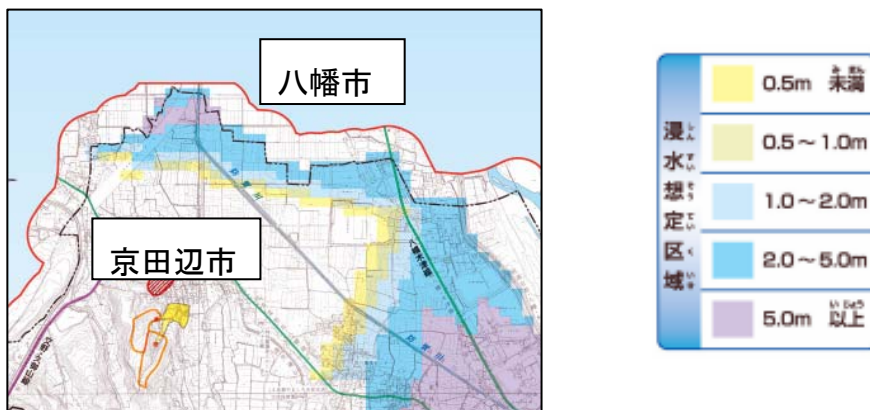
本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

● 「浸水想定区域図の浸水深からみると、水没するおそれがある避難所を記載しているもの」の例



②③の湊保育園は1階建てであるが、当該地の浸水深の想定は50cm～1m未満であり、マップに記載するのは不適當（福井市）

● 「市境界区域の浸水の状況が記載されておらず、住民が避難する際の方向をミスリードする可能性があるもの」の例



京田辺市と八幡市の境界部分
八幡市側の浸水深は2m～5m未満であるが記載されていない（京田辺市）

(紀の川の樋門例。平成 17 年 9 月 5 日)

河川事務所の 出動指示時間		市受信時間		操作員受信時間		操作員到着時間
18 時 30 分	→	18 時 30 分頃	→	18 時 30 分頃	→	19 時 18 分 到着後直ちに閉鎖 被害等の発生なし
樋門操作水位		—		—		到着時の水位 本川水位 2. 2 メー トル 支川水位 2. 1 メー トル
本川水位 2. 1 メー トル以上						

(注) 和歌山事務所調査結果による。

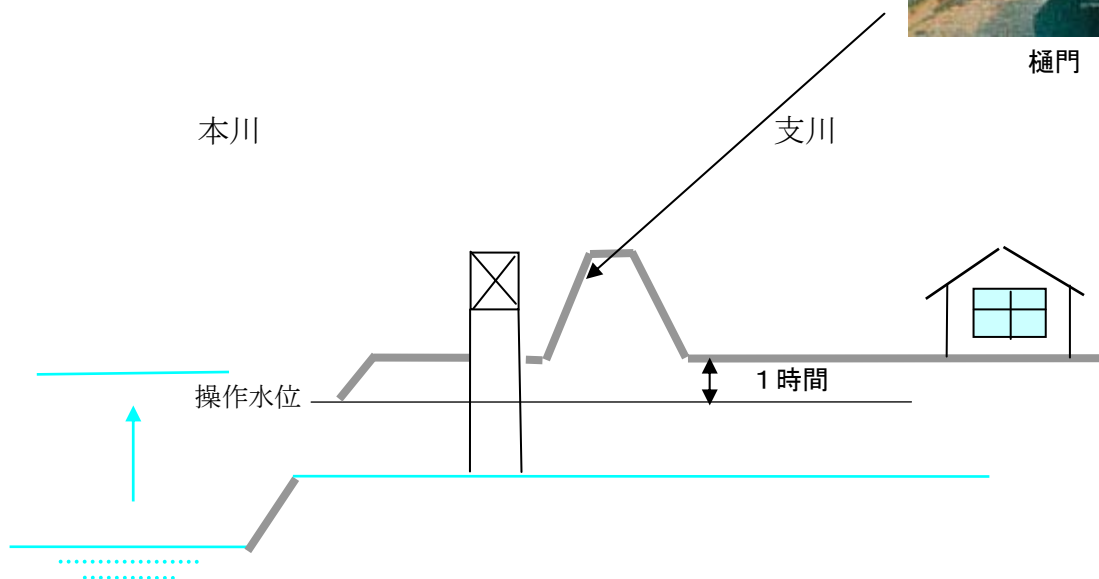
樋門・樋管のイメージ

樋門・樋管は、河川堤防を横断して設けられる函渠構造の工作物で、河川堤防の効用を備えた施設である。支川から本川への排水、または灌漑用水などを河川（本川）から取水（支川）するときに設置する。樋門・樋管は、本川が増水して水位が高くなり、支川に逆流する恐れのあるときには、ゲートを閉める。

(福井河川国道工事事務所の九頭竜川流域誌から抜粋)



樋門



資料 4

河川現況

- 1 河川巡視で違法行為を的確に把握していないものの例



違法取水の疑い（大和川）

- 2 違法行為を把握しながら指導を行っていないものの例



不法耕作（大和川）

- 3 違法行為に対する指導経過の記録が十分でなく、是正に向けた取組みが進んでいない例



無許可でテラスを設置（市田川）

- 4 河川敷地の公園にコンテナ、プレハブ式倉庫等許可されていない工作物が敷設されているものの例



河川敷地の公園に無許可でプレハブ式倉庫等を敷設（紀の川）

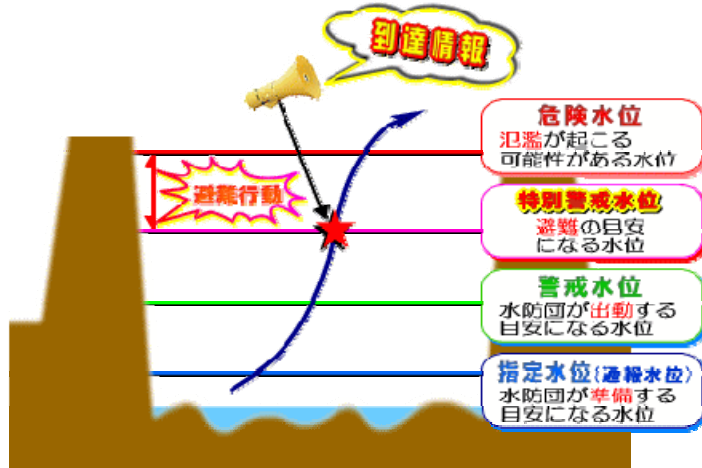
参 考

● 水防警報

水防警報は、国土交通大臣（都道府県知事）が、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的として発令されるもので、関係機関に通知されます。水防警報は、川ごとにあらかじめ決めておいた水位観測所の水位に対して、指定水位、警戒水位など水防活動の目安となるような水位を決めておき、川の水かさがその水位あるいは水位近くまで上昇すると発令されます。

（国土交通本省のホームページを参考に作成）

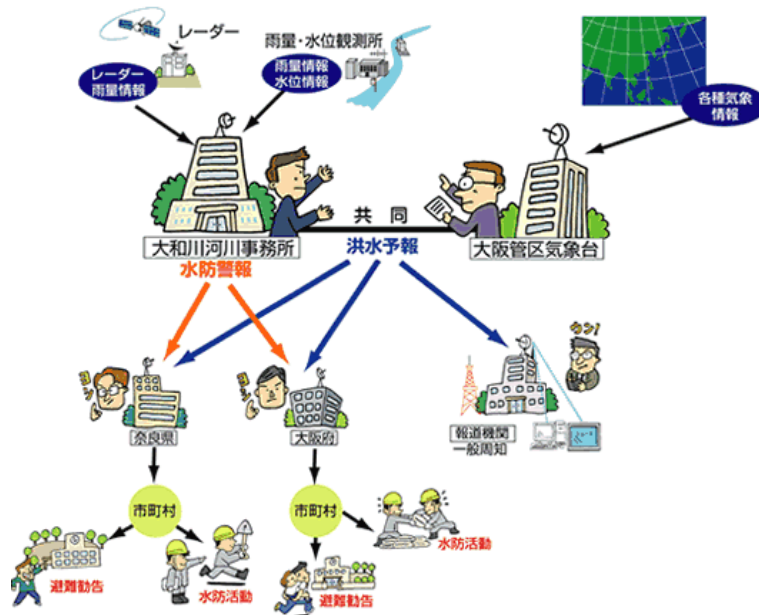
● 河川に定められているそれぞれの水位



（出典：徳島県ホームページ）

洪水に関する防災用語が平成 19 年 4 月から次のように変更されます
 危険水位⇒はん濫危険水位 特別警戒水位⇒避難判断水位
 警戒水位⇒はん濫注意水位 指定水位⇒水防団待機水位

● 情報の流れ図



（出典：大和川河川事務所ホームページ）

洪水ハザードマップの作成例



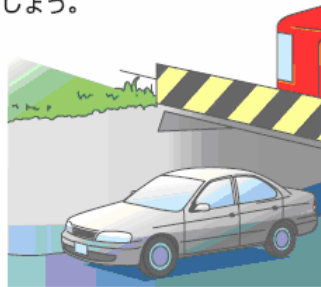
(出典：国土交通本省ホームページ)

● アンダーパスとは

アンダーパス

アンダーパスとは、道路及び鉄道などが立体交差する場合、その下を通ることをいいます。

大雨・洪水などのとき、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます。地域のアンダーパスの場所を把握し、もしもの時に備えて迂回路を頭に入れておきましょう。



車が浸水した時、普通自動車の場合、約30cmの浸水で走行困難になります。

(出典：高槻市洪水ハザードマップ)

〔本件連絡先〕

総務省近畿管区行政評価局

● 第二部第2評価監視官：金津一男

評価監視調査官：森野高司

評価監視調査官：雑賀 孝

電話（代表） 06-6941-3431

（直通） 06-6941-8906

ファクシミリ 06-6941-8999

電子メール knk22@soumu.go.jp